### 1 業務名

広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院等自動扉装置保守点検業務

# 2 委託目的

本業務は、自動扉装置を専門業者に委託して、各機器の点検を実施し、装置を良好な状態に機能保持するとともに業務の円滑な運営及び合理化を図るものである。

#### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 実施場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号 広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設

# 6 業務の対象設備

業務の対象設備は、病院及び施設内に設置されている次の自動扉装置とする。

メーカー	型式	開閉	設置場所	台数
	EDM-18NⅡ-B型(電気錠シ	両開き	病院棟1階西側通用口	1台
ダイハツ	ステム付)(アルミ一体方式)	片開き	病棟1階廊下(渡り廊下)	1台
ディーゼ		片開き	訓練棟1階廊下(エレベーター前)	1台
ルNHN	EDM-18NⅡ-B型(アルミー体	片開き	訓練棟1階配膳室	1台
株式会社	方式)	両開き	訓練棟1階厨房	1台
製	EDM-18NⅡ-B型(電気錠シ	片開き	訓練棟2階廊下(エレベーター前)	1台
	ステム付)(アルミ一体方式)	片開き	訓練棟2階廊下(渡り廊下)	1台
	EDM-18NⅡ-F型(電気錠シス	両開き	病院棟1階玄関(東側)	2台
	テム付)(ステンレス等組込方式)	両開き	訓練棟1階玄関(北側)	1台
			合 計	10台

備考 病院棟1階手術室に設置されているEDM-18NⅡ-B型 (アルミ一体方式) 1台については、 日常的に使用していないため、業務の対象外とするが、定期の保守点検を実施する際、作動状 況のみ確認し、発注者に報告するものとする。

# 7 業務内容及び実施時期

(1) 保守点検業務の内容は、おおむね次のとおりとし、6月、9月、12月及び3月に実施するものとする。

部位	項目	内容	基準
ドア・サッシ	無目点検カバーの取付	目視、増締め	緩みがないこと。
部	ガイドレール内の異物	目視、清掃	異物がないこと。
	ステッカーの確認	目視	貼付してあること。
	異音	聴診	異常がないこと。
	ドアと無目の隙間	目視、調整	適度な隙間があるこ
	全閉時の戸先隙間		と。
	ドアと中間方立との隙間		
	ドアとガイドレールの隙間		
懸架部	ハンガーレールの汚れ	目視、清掃	汚損がないこと。
	吊戸車の磨耗、損傷	目視	
	シャクリ止め隙間	目視、調整	適度な隙間があるこ
			と。
	ストッパーの締結	目視、増締め	緩みがないこと。
	吊戸車の締結		
	ハンガーレールの締結、磨耗		緩みがないこと。
			凹凸がないこと。

動力部及び	手動開閉	動作確認	滑らかに動作するこ			
作動部	一一到用闭	男/T P#性配	得りがに動作すること。			
	異音	聴診	異常がないこと。			
	エンジンの締結	目視、増締め	緩みがないこと。			
	従動ブーリーの締結					
	ベルト、チェーン、ワイヤーの締	目視、触診、調	緩みがないこと。			
	結、張り	整	適度な張りがあるこ			
			と。			
	ベルト、チェーン、ワイヤーの磨耗	目視	劣化がないこと。			
制御装置	開閉速度	動作時間測定、	開:500mm/s以下			
		調整	閉:350mm/s以下			
	開き保持時間		設定値に対して適正			
			であること。			
	クッション作用	目視、調整	滑らかに動作するこ			
			と。			
	電源スイッチの作動	動作確認	正常であること。			
	制御装置の締結	目視、増締め	緩みがないこと。			
センサー部	センサーの検出範囲	動作確認、調整	正常であること。			
	センサーの締結	目視、増締め	緩みがないこと。			
	補助センサーの作動、締結	動作確認、目	正常であること。			
		視、増締め	緩みがないこと。			
	センサーの検出面の汚れ	目視、清掃	汚損がないこと。			
電気回路	総合動作(通常開閉動作反転動作)	動作確認、調整	正常であること。			
	絶縁抵抗(AC100V及び電動機	絶縁抵抗測定	1 0MΩ以上			
	回路)					
	電線被覆の亀裂	目視	損傷がないこと。			
	施錠解錠動作	動作確認、調整	正常であること。			
その他必要と認められる点検を対象設備を製作したメーカーの推奨する適正な方法により実施す						
ること。	」ること。					

(2) 前号に定めるほか、故障等のため、発注者から連絡があった場合は、受注者は、直ちに対象設備を修理し、正常な状態に復旧させなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由又は不可抗力による故障については、この限りでない。

(3) 修理又は取替えの内容

故障又は点検の結果に応じ、部品の修理又は取替えを行う。ただし、次の部品の修理又は取替えを除く。

- ① 発注者の不注意・不適当な使用・管理によって生じた部品の修理又は取替え
- ② 地震等の天災地変、その他不可抗力により生じた部品の修理又は取替え
- ③ 改造、移設に伴う部品の修理又は取替え
- (4) 保守の内容

点検の結果に応じ実施する保守の内容は、次のとおりとする。

- ① 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ② 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ③ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- ④ 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ア 潤滑油、グリス、充填油等
  - イ ランプ類、ヒューズ類
  - ウ パッキン、ガスケット、Oリング類
  - エ 精製水
- ⑤ 接触部分、回転部分等への注油
- ⑥ 軽微な損傷がある部分の補修
- ⑦ 塗装 (タッチペイント)
- ⑧ その他これらに類する軽微な作業
- (5) 業務の実施に必要な部品類・油脂類は、対象設備を製作したメーカーの推奨する適正なものを使用すること。

(6) 関係法令等

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

- (7) 点検及び保守の実施
  - ① 全国自動ドア協会の定める自動ドア保守基準に基づき、業務を実施すること。
  - ② 点検及び保守の実施に際しては、診療業務等に支障をきたさないよう、あらかじめ発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めること。
  - ③ 点検を行う場合には、あらかじめ発注者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
  - ④ 点検及び保守の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、作業を行う場所若しくは周辺に第三者が存し、又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止すること。
  - ⑤ 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
  - ⑥ 測定を行う点検は、校正管理された判定装置及び計測器にて良否の判断を行う。
  - ⑦ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
  - ⑧ 保守は、点検の結果に基づき、劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注者の責任においてとるものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、発注者と協議する。

# (8) 応急措置等

- ① 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- ② 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- ③ 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、発注者との協議による。
- (9) 故障等の対応

設備機器等について故障等が発生し、発注者の指示があったときは、直ちに作業員を派遣し、故 障等の原因を調査、報告するとともに、適切な措置をとる。

- (10) 点検及び保守に伴う注意事項
  - ① 点検及び保守の実施の結果、対象設備を現状より悪化させてはならない。
  - ② 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ発注者の承諾を受ける。
  - ③ センターが医療提供施設であることにかんがみ、何人にも不快感を与えないよう業務を実施すること。

#### 8 受注者の負担の範囲

- ① 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- ② 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ③ 5(1)により行う部品類(吊車・吊元金具、ベルト類、フレ止め、プーリー、光線センサー、タッチスイッチ、補助光電センサー、制御器等)の修理又は取替えに伴う費用は、受注者の負担とする。
- ④ 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。
- ⑤ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- ⑥ 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- ⑦ 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- ⑧ 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附帯的業務は、受注者の負担において行う。
- ⑨ 契約締結の日から令和3年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

#### 9 委託業務実施計画書等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び当該業務に従事する従業員(以下「従業員」という。)の住所、氏名、有する資格等を報告するとともに、業務に必要な資格を有することを証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受ける。現場責任者及び従業員を変更する場合も同

様とする。

(2) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、発注者へ提出し、承諾を受ける。ただし、軽微な業務等で発注者が必要が無いと認めた場合はこの限りではない。

### 10 現場管理

- (1) 現場責任者
  - ① 現場責任者は、従業員に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
  - ② 現場責任者は、従業員以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場責任者は従業員を兼ねることができる。
- (2) 業務日程等

現場責任者は業務を行う日時及び作業方法等の詳細を発注者と協議し決定する。

(3) 業務の安全衛生管理

従業員の労働安全衛生管理については、現場責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって 行う。

- (4) 危険防止の措置
  - ① 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置をとり、事故 防止に努める。
  - ② 高所、通路上における作業の場合は、職員、施設来所者の安全を確保するための措置を講じる。
  - ③ 作業を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、発注者に報告の上、危険防止に必要な措置をとる。
  - ④ 業務終了後は施錠確認を徹底する。
- (5) その他
  - ① 業務を行うに際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
  - ② 現場責任者及び従業員の敷地内での喫煙は禁止する。
  - ③ 業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

### 11 業務の実施

(1) 従業員

従業員は、業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

- (2) 服装等
  - ① 現場責任者及び従業員は、業務に適した服装、履物で業務を実施する。
  - ② 現場責任者及び従業員は、名札又は腕章を着けて業務を行う。
- (3) 発注者の立会い

業務を行うに際して、発注者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

- (4) 業務の記録
  - ① 発注者と協議した場合は、協議内容を記録し提出する。
  - ② 点検等を実施した場合には、その内容・結果を記録しておくこと。記録について、発注者より 請求された場合は、提出又は提示する。
- (5) 業務の報告

受注者は、点検の良否、交換した部品、測定結果等の業務の結果を委託業務実施報告書としてま とめ、速やかに発注者に提出する。なお、委託業務実施報告書には、それらの状況等を示す写真又 は図面等を添付する。

## 12 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令等を遵守し適正に処理すること。

# 13 建物内施設等の利用

(1) 居室等の利用

- ① 供用室及び供用物は、現場責任者の管理のもと、これらを使用する。
- ② 供用室及び供用物に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。
- (2) 供用施設の利用 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。

# 14 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

- (1) 足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。
- (2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。
- (3) 受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、発注者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者の責任において行う。
- (4) 業務で使用する薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

# 15 その他

この仕様書に定めのない事項、疑義を生じたときは、必要に応じて、発注者及び受注者において協議し決定するものとする。